史跡宇佐神宮境内
天然記念物宇佐神宮社叢
保存活用計画

令和４年３月
宇佐市教育委員会

史跡宇佐神宮境内
天然記念物宇佐神宮社叢
保存活用計画

令和４年３月
宇佐市教育委員会

序　　文

宇佐神宮は全国に 4 万余社あるといわれる八幡宮の総本社であり、年間 100 万人を超える参拝客が訪れています。宇佐の歴史や文化のみならず、まちづくりや観光といった様々な施策を進めるうえでも中心的な存在であるだけでなく、宇佐の人々にとって心のよりどころであり、欠かすことのできない存在が宇佐神宮です。

宇佐から始まった八幡信仰は、東大寺の大仏建立や道鏡事件等の国家の重大事件に関与する中で急速に勢力を拡大し、石清水八幡宮 (京都府) や鶴岡八幡宮 (神奈川県) 等に勧請され、全国的な信仰に発展しました。

境内地とその周辺には、国宝宇佐神宮本殿をはじめとする歴史的建造物、上宮と下宮周辺の鎮守の森である宇佐神宮社叢、全国でも最も早い段階に成立した神宮寺であり神仏習合の象徴的な寺院である弥勒寺跡、弥勒寺の僧侶等が暮らした集落の跡である宮迫地区等、現在でも数多くの文化財が良好に残されています。また、 御許山は宇佐神宮の主祭神の一つである比売神が降臨した山とも言われており、中世以降は国東半島の六郷満山の奥の院としても広く信仰の対象となりました。

八幡信仰の成立と発展、神仏習合の歴史を考える上で欠かすことのできない場所であり、上記のように数多くの文化財が一体的に保存されていることが評価され、昭和 61 年に宇佐神宮の境内地と御許山を含めた範囲が、国指定史跡となりました。また、上宮と下宮を取り巻くイチイガシ群集の森は、市街地にほど近い位置にあるにもかかわらず原生林に近い状態を保っており、宇佐地域の潜在植生を良好に残すこと等から、史跡指定に先んじて昭和 52 年に国指定天然記念物となっています。

宇佐市教育委員会では、史跡を保存するための基本的な指針として『史跡宇佐神宮境内保存管理計画書』を平成 4 年に策定し、保護にあたってきました。しかし、近年、文化財を保護するためには、保存だけでなく活用も重要であると言われています。そのため、計画策定から 30 年近く経過し、社会状況の変化等にも対応するための新たな指針が必要となりました。

このようなことから、天然記念物宇佐神宮社叢を含めた史跡宇佐神宮境内のみならず、宇佐神宮周辺に残る数多くの文化財を将来にわたって保存・活用するための指針として、本計画を策定しました。本計画が、文化財の保護だけでなく、宇佐神宮を中心としたまちづくりや調査研究等に活かされ、地域振興に結び付くことを願っています。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご指導・ご協力いただいた、策定委員会委員の皆様をはじめ、宗教法人宇佐神宮、文化庁、大分県教育庁、ならびに関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

宇佐市教育委員会

教育長　**高月　晴彦**

例　　言

１．本書は、平成 30 年度から令和３年度にかけて文化庁の国庫補助を受けて宇佐市教育委員会が実施した、国指定史跡「宇佐神宮境内」と国指定天然記念物「宇佐神宮社叢」の保存活用計画書である。

２．本計画の策定にあたっては、有識者及び地元代表者等からなる、「史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁文化財第二課及び大分県教育庁文化課の指導・助言を受けた。

３．本計画の策定に関わる事務は、宇佐市教育委員会社会教育課が行った。計画策定にあたり、宇佐神宮地区及び御許山地区の地形測量業務をアジア航測株式会社に、宮迫地区石垣のオルソ画像作成を株式会社島田組に、史跡内建造物の修理履歴調書作成を公益財団法人文化財建造物保存技術協会にそれぞれ委託した。

４．本書で使用した写真及び関連資料については、宗教法人宇佐神宮、大分県立歴史博物館、大分県農林水産部林務管理課、宇佐市都市計画課、山口弘光氏、山田壽雄氏、乙咩政巳氏の提供・協力を得た。

５．本書では、指定文化財の区分について略称を用いる場合は、下記のとおりとする。

国指定重要文化財	国重文
国指定史跡	史跡
国指定天然記念物	天然記念物、または国天記
大分県指定有形文化財	県有文
宇佐市指定史跡	市史跡
宇佐市指定天然記念物	市天記

６．本書の編集は宇佐市教育委員会が行った。

目　次

第１章　保存活用計画策定の沿革と目的
　第１節　計画策定の沿革　・・・・　1
　第２節　計画策定の目的　・・・・　2
　第３節　計画の範囲　・・・・　3
　第４節　委員会の構成と経過　・・・・　11
　第５節　他の計画との関係　・・・・　14
　第６節　計画の実施　・・・・　17

第２章　史跡と天然記念物の概要　・・・・　18
　第１節　史跡と天然記念物の位置と環境　・・・・　18
　第２節　史跡「宇佐神宮境内」と天然記念物「宇佐神宮社叢」の概要　・・・・　20
　第３節　指定に至る経緯　・・・・　24
　第４節　指定の状況　・・・・　25
　第５節　指定に至る調査成果と指定後の調査成果　・・・・　28
　第６節　指定地の状況　・・・・　90

第３章　史跡と天然記念物の本質的価値　・・・・　108
　第１節　史跡「宇佐神宮境内」と天然記念物「宇佐神宮社叢」の本質的価値　・・・・　108
　第２節　史跡「宇佐神宮境内」の構成要素　・・・・　111
　第３節　天然記念物「宇佐神宮社叢」の構成要素　・・・・　123

第４章　現状と課題　・・・・　124
　第１節　保存の現状と課題　・・・・　124
　第２節　活用の現状と課題　・・・・　162
　第３節　整備の現状と課題　・・・・　166
　第４節　体制の現状と課題　・・・・　170

第５章　大綱・基本方針　・・・・　172
　第１節　保存・活用の大綱　・・・・　172
　第２節　保存・活用の基本方針　・・・・　173

第６章　保存　・・・・　174
　第１節　保存の方向性　・・・・　174
　第２節　保存の方法　・・・・　175

第７章　活用　・・・・　220
　第１節　活用の方向性　・・・・　220
　第２節　活用の方法　・・・・　222

第８章　整備　・・・・　226
　第１節　整備の方向性　・・・・　226
　第２節　整備の方法　・・・・　226
　第３節　実施期間・手順　・・・・　229

第９章　運営及び体制　・・・・　230
　第１節　運営の在り方と体制の整備の方向性　・・・・　230
　第２節　運営の在り方と体制の整備の方法　・・・・　230

第 10 章　実施計画の策定　・・・・　232
第１節　実施計画の策定　・・・・　232

第 11 章　経過観察　・・・・　238
第１節　経過観察の方向性　・・・・　238
第２節　経過観察の方法　・・・・　238

巻末資料　・・・・　243
史跡宇佐神宮境内　構成要素一覧　・・・・　244
史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定員会設置要綱　・・・・　256